

電子提供措置の開始日 2026年6月4日

# 第 143 期 定 時 株 主 総 会 そ の 他 の 電 子 提 供 措 置 事 項 ( 交 付 書 面 省 略 事 項 )

## 事業報告

新株予約権等に関する事項 .....	1
財務及び事業の方針の決定を 支配する者の在り方に関する基本方針 .....	2
業務の適正を確保する体制 .....	3
特定完全子会社に関する事項 .....	6
親会社等との間の取引に関する事項 .....	6
その他 .....	6

## 計算書類

貸借対照表 .....	7
損益計算書 .....	8
株主資本等変動計算書 .....	9
個別注記表 .....	11

## 連結計算書類

連結貸借対照表 .....	21
連結損益計算書 .....	22
連結株主資本等変動計算書 .....	23
連結注記表 .....	24

## 監査報告書

会計監査人の監査報告書 .....	44
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 ..	46
監査役会の監査報告書 .....	48

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

株式会社 八十二長野銀行

# 1 新株予約権等に関する事項

## (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	(1) 名称 第8回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 7,700株 (3) 新株予約権の行使期間 2015年7月28日から2040年7月27日まで (4) 権利行使価額（1株あたり） 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	1名
	(1) 名称 第9回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 14,600株 (3) 新株予約権の行使期間 2016年7月26日から2041年7月25日まで (4) 権利行使価額（1株あたり） 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	1名
	(1) 名称 第10回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 17,600株 (3) 新株予約権の行使期間 2017年7月25日から2042年7月24日まで (4) 権利行使価額（1株あたり） 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	1名
	(1) 名称 第11回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 21,700株 (3) 新株予約権の行使期間 2018年7月24日から2043年7月23日まで (4) 権利行使価額（1株あたり） 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	1名
	(1) 名称 第12回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 22,100株 (3) 新株予約権の行使期間 2019年7月23日から2044年7月22日まで (4) 権利行使価額（1株あたり） 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	1名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	(1) 名称 第13回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 26,200株 (3) 新株予約権の行使期間 2020年7月21日から2045年7月20日まで (4) 権利行使価額（1株あたり） 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	1名
	(1) 名称 第14回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 43,200株 (3) 新株予約権の行使期間 2021年7月20日から2046年7月19日まで (4) 権利行使価額（1株あたり） 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	2名
	(1) 名称 第15回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 37,300株 (3) 新株予約権の行使期間 2022年7月20日から2047年7月19日まで (4) 権利行使価額（1株あたり） 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	2名
	(1) 名称 第16回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 42,800株 (3) 新株予約権の行使期間 2023年7月19日から2048年7月18日まで (4) 権利行使価額（1株あたり） 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	3名

## (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

## 2 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

### 3 業務の適正を確保する体制

#### (1) 業務の適正を確保する体制の構築状況の概要

2026年3月31日現在、当行が業務の適正を確保するための体制として取締役会において定めている事項は次のとおりであります。

イ. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 企業価値向上と企業市民としての社会的責任を果たすため、企業統治、企業倫理、情報開示等にかかる基本原則として「コーポレートガバナンス原則」を定め公表するとともに、法令および定款ならびに「コーポレートガバナンス原則」を遵守する。
- (ロ) 取締役会は、取締役会規程に基づき適切な運営を行う。原則として毎月1回以上これを開催し、取締役間の意思疎通をはかるとともに相互に業務執行状況を監督し、適正な業務執行と法令違反行為の防止・抑制のための体制整備に努める。
- (ハ) 「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、社会良識を備えた企業市民としての行動規範を遵守し、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で関係を遮断する。
- (ニ) コンプライアンス管理規程にコンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンスマニュアルにコンプライアンス徹底のための行動基準を定めて当行に勤務する全ての者が遵守する。また、年度毎にコンプライアンス・プログラム（コンプライアンス徹底のための実践計画）を取締役会で決定し実施する。
- (ホ) 法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止や既に発生した事態への早期対応を目的とした社内報告体制および内部通報制度を整備し、その適正な運用を図る。
- (ヘ) 内部監査部署は、執行部門から独立した取締役会直属の組織として、内部監査を実施する。また、監査役は、監査役会規程および監査役監査基準に基づき、取締役の職務執行を監査する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (イ) 取締役の職務執行に係る情報については、法令等の定めに基づいて文書等を保存・管理するほか、情報管理規程等の定めに基づき、適切な保存・管理を行う。
- (ロ) 情報管理規程等に基づき情報資産の適切な安全対策を実施するとともに、新たな情報保存方法・媒体等への対応、漏洩防止対策の構築など、必要に応じて体制の見直しを図る。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、統合的リスク管理規程により損失発生リスクに応じた所管部署を定めるとともに、全てのリスクを総体的に捉え管理する部署を定め、統合的なリスク管理を行う。
- (ロ) リスクの顕在化、緊急事態等に対しては、統合的リスク管理規程・非常事態対策管理規程等に基づき、適切に対応する体制の維持・充実を図る。
- (ハ) 新たな損失発生リスクを監視・抽出するとともに、不測の事態発生時における損害の拡大を最小限に止めるためのリスク管理体制の構築と運用に努める。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を取締役会規程に基づき原則として毎月1回以上開催する。取締役会は、本部各部を分掌

する常務執行役員以上で構成される経営会議に、全般的経営管理に関する事項および日常の執行業務で全般的調整を必要とする事項の協議・決定を権限委譲するとともに、当行の経営方針および経営戦略等に係る重要事項については、経営会議における事前審議を経て、取締役会において執行決定を行う。

- (ロ) 取締役会の決定に基づく業務執行については、職制規程および職務権限規程等において業務分掌・執行権限等を定めるとともに、必要に応じてこれらの諸規程を見直し、効率的な業務執行体制を維持する。

ホ. 当行および連結子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (イ) 連結子会社を中心とするグループ法人の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告については、当行が定めるグループ法人管理規程等において、報告事項・報告頻度等を定める。

- (ロ) 連結子会社を中心とするグループ法人の損失の危険の管理については、当行が定める統合的リスク管理規程において、グループ法人に関わるリスクの所管部署を企画部および外部委託担当部署と定め、統合的に管理する。

- (ハ) 連結子会社を中心とするグループ法人の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、グループ法人管理規程等において当行への協議事項を定めるとともに、決算・経営計画等の重要事項について、定期的に経営会議・取締役会等へ報告する体制を整備する。また、代表者連絡会議、事務連絡会議等を定期的に開催し、グループ法人との連携を図る。

- (ニ) 連結子会社を中心とするグループ法人の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、グループ法人管理規程等において、グループ法人が当行リスク管理関連規程に準じた規則を制定することを定める。また、グループ法人との個別契約等に基づく内部監査を実施するほか、財務報告に係る内部統制、監査役監査等により、グループ法人の業務の適切性を検証する。

ヘ. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

- (イ) 執行部門から独立した組織として、監査役会事務局を設置する。

- (ロ) 監査役を補助すべき使用人を、当行使用人のなかから監査役会事務局に配属する。

- (ハ) 監査役を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、取締役から独立して監査役の指示に基づき補助業務を行う。

- (ニ) 監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事評価等については、監査役の同意を得るものとする。

ト. 当行の取締役および使用人ならびに連結子会社を中心とするグループ法人の取締役・監査役等および使用人、これらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制、および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (イ) 当行内部監査部署は、当行監査役に対し、内部監査の状況を定期的に報告する。また、当行統合的リスク管理部署は、当行監査役に対し、コンプライアンス、リスク管理等の状況を定期的に報告する。

- (ロ) 当行およびグループ法人の役員は、法令等の違反行為等、または著しい損害を

及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、コンプライアンスマニュアル等に定める方法により、当行コンプライアンス統括部署に対して報告する。また、当行コンプライアンス統括部署は、当行監査役に対して、当該事実を速やかに報告する。

- (ハ) 内部通報制度の受付担当部署は、内部通報の状況について、直ちに当行監査役に対して報告する。
  - (ニ) 前項(ロ)または(ハ)による報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことをコンプライアンスマニュアルに明記し、プライバシーの保護に配慮し適切に運用する。
- チ. 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- (イ) 監査役がその職務の執行について、当行に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該費用等が当該監査役の職務の執行に必要なものでない認められた場合を除き、速やかに処理する。
  - (ロ) 監査役会は、監査役の職務の執行上必要と認められる費用について、あらかじめ予算を計上する。
- リ. その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 当行およびグループ法人の取締役および使用人は、監査役会が定める監査役監査基準に基づいて、当行監査役の職務執行に必要な報告を行う。また、当行監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
  - (ロ) 監査役は、取締役会その他の重要会議への出席、内部監査部署・会計監査人・グループ法人監査役との連携等を通じ、監査の実効性を確保する。
  - (ハ) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。

## (2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

2025年4月1日から2026年3月31日における業務の適正を確保する体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- イ. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
年度毎にコンプライアンス・プログラム（コンプライアンス徹底のための実践計画）を取締役会で決定し実施するなど、当行に勤務する全ての者がコンプライアンスを遵守する体制を整備しております。また、警察とも連携しながら、反社会的勢力との取引遮断を図っております。
- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る情報が適切に保存・管理されております。また、情報セキュリティ強化、情報漏えい防止に向けた取組みを継続しております。
- ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
損失発生のある可能性があるリスクに対して統合的なリスク管理がなされ、また、顕在化したリスクに対しても損害を最小限に止める対応が行われております。



# 計算書類

## 第143期末 (2026年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
<b>現金預け金</b>	<b>2,804,730</b>
現金	96,315
預け金	2,708,415
<b>買入金銭債権</b>	<b>73,397</b>
<b>特定取引資産</b>	<b>56,281</b>
商品有価証券	419
特定金融派生商品	9,931
その他の特定取引資産	45,930
<b>金銭の信託</b>	<b>39,540</b>
<b>有価証券</b>	<b>3,369,091</b>
国債	809,219
地方債	268,635
社債	600,499
株式	772,708
その他の証券	918,028
<b>貸出金</b>	<b>6,788,673</b>
割引手形	7,416
手形貸付	43,599
証書貸付	5,818,803
当座貸越	918,853
<b>外国為替</b>	<b>16,049</b>
外国他店預け	14,653
買入外国為替	1,146
取立外国為替	249
<b>その他資産</b>	<b>196,747</b>
未決済為替貸	18
前払費用	1,492
未収収益	16,134
金融派生商品	149,640
金融商品等差入担保金	20,476
その他の資産	8,984
<b>有形固定資産</b>	<b>28,968</b>
建物	12,715
土地	11,550
リース資産	250
建設仮勘定	378
その他の有形固定資産	4,073
<b>無形固定資産</b>	<b>4,554</b>
ソフトウェア	3,966
その他の無形固定資産	587
<b>前払年金費用</b>	<b>42,310</b>
<b>支払承諾見返</b>	<b>58,301</b>
<b>貸倒引当金</b>	<b>△45,891</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>13,432,753</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
<b>預金</b>	<b>9,568,580</b>
当座預金	401,489
普通預金	6,128,616
貯蓄預金	64,177
定期預金	2,780,948
定期積金	31,333
その他の預金	162,015
<b>譲渡性預金</b>	<b>86,208</b>
<b>コールマネー</b>	<b>918,300</b>
<b>売現先勘定</b>	<b>169,725</b>
<b>債券貸借取引受入担保金</b>	<b>84,245</b>
<b>特定取引負債</b>	<b>9,523</b>
特定金融派生商品	9,523
<b>借入金</b>	<b>1,088,034</b>
借入金	1,088,034
<b>外国為替</b>	<b>1,441</b>
売渡外国為替	148
未払外国為替	1,293
<b>信託勘定借</b>	<b>1,628</b>
<b>その他負債</b>	<b>210,239</b>
未決済為替借	15
未払法人税等	5,361
未払費用	14,759
前受収益	3,021
給付補填備金	25
金融派生商品	27,488
金融商品等受入担保金	5,857
リース債務	275
資産除去債務	195
その他の負債	153,240
<b>退職給付引当金</b>	<b>10,623</b>
<b>睡眠預金払戻損失引当金</b>	<b>176</b>
<b>偶発損失引当金</b>	<b>1,606</b>
<b>繰延税金負債</b>	<b>179,124</b>
<b>支払承諾</b>	<b>58,301</b>
<b>負債の部合計</b>	<b>12,387,760</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>資本金</b>	<b>52,243</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>29,609</b>
資本準備金	29,609
<b>利益剰余金</b>	<b>574,633</b>
利益準備金	47,610
その他利益剰余金	527,023
固定資産圧縮積立金	2,113
固定資産圧縮特別勘定積立金	225
別途積立金	399,600
繰越利益剰余金	125,084
<b>自己株式</b>	<b>△35,216</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>621,269</b>
<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>326,401</b>
<b>繰延ヘッジ損益</b>	<b>97,208</b>
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>423,609</b>
<b>新株予約権</b>	<b>114</b>
<b>純資産の部合計</b>	<b>1,044,993</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>13,432,753</b>

第143期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 損益計算書 (単位: 百万円)

科目	金額	
<b>経常収益</b>		<b>252,951</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>164,475</b>	
貸出金利息	82,588	
有価証券利息配当金	64,605	
コールローン利息	111	
預け金利息	15,928	
その他の受入利息	1,242	
<b>信託報酬</b>	<b>8</b>	
<b>役務取引等収益</b>	<b>22,124</b>	
受入為替手数料	5,784	
その他の役務収益	16,339	
<b>特定取引収益</b>	<b>470</b>	
商品有価証券収益	111	
特定金融派生商品収益	124	
その他の特定取引収益	234	
<b>その他業務収益</b>	<b>24,734</b>	
外国為替売買益	1,741	
国債等債券売却益	22,992	
<b>その他経常収益</b>	<b>41,138</b>	
貸倒引当金戻入益	815	
株式等売却益	37,572	
金銭の信託運用益	29	
その他の経常収益	2,721	
<b>経常費用</b>		<b>177,151</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>53,127</b>	
預金利息	19,209	
譲渡性預金利息	1,400	
コールマネー利息	5,029	
売現先利息	5,009	
債券貸借取引支払利息	1,772	
借用金利息	2,104	
金利スワップ支払利息	9,147	
その他の支払利息	9,452	
<b>役務取引等費用</b>	<b>9,431</b>	
支払為替手数料	686	
その他の役務費用	8,744	
<b>その他業務費用</b>	<b>39,383</b>	
国債等債券売却損	39,374	
金融派生商品費用	8	
<b>営業経費</b>	<b>68,777</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>6,431</b>	
貸出金償却	227	
株式等売却損	2,345	
金銭の信託運用損	412	
その他の経常費用	3,446	
<b>経常利益</b>		<b>75,800</b>
<b>特別利益</b>		<b>5,815</b>
固定資産処分益	69	
抱合せ株式消滅差益	5,745	
<b>特別損失</b>		<b>1,571</b>
固定資産処分損	85	
減損損失	1,485	
<b>税引前当期純利益</b>		<b>80,044</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>13,638</b>	
<b>法人税等調整額</b>	<b>△131</b>	
<b>法人税等合計</b>		<b>13,507</b>
<b>当期純利益</b>		<b>66,537</b>

## 第143期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金
当 期 首 残 高	52,243	29,609	29,609	47,610
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
固定資産圧縮積立金の積立				
固定資産圧縮積立金の取崩				
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立				
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分				
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	52,243	29,609	29,609	47,610

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式
	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 計	
	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,928	584	399,600	80,902	530,625	△25,342
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				△22,527	△22,527	
固定資産圧縮積立金の積立	263			△263	-	
固定資産圧縮積立金の取崩	△78			78	-	
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立		225		△225	-	
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩		△584		584	-	
当 期 純 利 益				66,537	66,537	
自 己 株 式 の 取 得						△10,059
自 己 株 式 の 処 分				△2	△2	185
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)						
当 期 変 動 額 合 計	184	△358	-	44,182	44,008	△9,874
当 期 末 残 高	2,113	225	399,600	125,084	574,633	△35,216

(単位：百万円)

	株主資本	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	587,135	233,606	51,676	285,282	150	872,569
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△22,527					△22,527
固定資産圧縮積立金の積立	－					－
固定資産圧縮積立金の取崩	－					－
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	－					－
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	－					－
当 期 純 利 益	66,537					66,537
自 己 株 式 の 取 得	△10,059					△10,059
自 己 株 式 の 処 分	183					183
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）		92,794	45,531	138,326	△35	138,290
当 期 変 動 額 合 計	34,134	92,794	45,531	138,326	△35	172,424
当 期 末 残 高	621,269	326,401	97,208	423,609	114	1,044,993

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### I 重要な会計方針

#### 1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は時価法、その他の金銭の信託については上記（1）のうちその他有価証券と同じ方法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～46年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

#### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しており

ます。

## 6. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

- ・破綻先 : 破産、会社更生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
  - ・実質破綻先: 実質的に経営破綻に陥っている債務者
  - ・破綻懸念先: 現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が高い債務者
  - ・要管理先 : 要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者
  - ・要注意先 : 貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調又は不安定で、今後の管理に注意を要する債務者
  - ・正常先 : 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
- ① 破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- ② 破綻懸念先に対する債権については、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額（以下「非保全額」という）のうち、必要と認める額を以下のとおり計上しております。
- ア. 与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積り、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。
- イ. 上記ア. 以外の債務者に対する債権については、過去の一定期間における倒産確率等から算出した予想損失率を非保全額に乗じた額を貸倒引当金として計上しております。
- ③ 要管理先及び要注意先のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権については、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積り、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
- ④ 上記③以外の要管理先及び要注意先と正常先に対する債権については、過去の一定期間における倒産確率等から算出した予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

(注) 1. 倒産確率の算出におけるグルーピング

倒産確率の算出は、正常先1区分、要注意先3区分（要注意先上位、要注意先下位、要管理先）、破綻懸念先2区分の計6区分で行っております。

※要注意先は、債務者の信用力の総合的な判断、貸出条件緩和債権等の有無により区分しております。

2. 今後の予想損失額を見込む一定期間

正常先については今後1年間、要注意先及び要管理先については債権の平均残存期間に対応する期間、破綻懸念先については今後3年間の予想損失額を見込み、貸倒引当金を計上しております。（平均残存期間は、要注意先上位40ヶ月、要注意先下位42ヶ月、要管理先36ヶ月）

3. 将来見込み等による倒産確率の補正及び決定方法

倒産確率は、直近3算定期間の平均値と景気循環サイクルを勘案した長期平均値を比較のうえ決定しております。なお、直近3算定期間の平均値は、足元の状況及び将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、営業関連部署から独立した資産査定部署が査定結果を決裁するとともに、監査部署が査定結果を監査しております。

## (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理

## (3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の要件を満たし負債計上を中止するとともに利益計上を行った預金の預金者の払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績率等に基づく将来の払戻見込額を計上しております。

## (4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度における負担金について、代位弁済の実績率に基づく将来の負担金支払見込額を計上しております。なお、代位弁済の実績率の算定期間は、貸倒引当金の予想損失率の算定期間と同一としております。

## 7. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

## 8. ヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

繰延ヘッジの採用にあたっては、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段として指定し、当該ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ、時価ヘッジ及び振当処理を適用しております。

### (3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外

カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。  
なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、金利スワップの特例処理を行っております。

## II 重要な会計上の見積り

### 貸倒引当金

#### 1. 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

貸倒引当金45,891百万円

(内、キャッシュ・フロー控除法による貸倒引当金19,763百万円、キャッシュ・フロー見積法による貸倒引当金2,643百万円)

#### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当該事項については、連結注記表に記載しているため記載を省略しております。

## III 追加情報

### (譲渡制限付株式報酬制度)

当行の取締役（社外取締役を除く。）および取締役を兼務しない執行役員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

その内容につきましては、「連結注記表 IV 追加情報」に記載のとおりであります。

## IV 注記事項

### (貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に47,645百万円含まれております。

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	11,615百万円
危険債権額	100,398百万円
三月以上延滞債権額	1,358百万円
貸出条件緩和債権額	18,852百万円
合計額	132,225百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,562百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	1,022,767百万円
証書貸付	1,094,918百万円
現金（その他の資産）	403百万円

担保資産に対応する債務

預金	73,055百万円
売現先勘定	169,725百万円
債券貸借取引受入担保金	84,245百万円
借入金	1,087,917百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用等として、有価証券110,492百万円、現金（その他の資産）25百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金535百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、1,748,954百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが1,542,293百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額	75,772百万円
7. 有形固定資産の圧縮記帳額	8,131百万円
8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は47,479百万円であります。	
9. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額	8百万円
10. 関係会社に対する金銭債権総額	78,628百万円
11. 関係会社に対する金銭債務総額	46,744百万円

#### (損益計算書関係)

##### 1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	585百万円
役務取引等に係る収益総額	122百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	169百万円

##### 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	153百万円
役務取引等に係る費用総額	2,147百万円
営業経費に係る費用総額	2,125百万円

## 2. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	八十二信用保証株式会社	所有 直接100.0%	当行ローンの保証 役員の兼任	当行ローンの保証	1,303,755 百万円	-	-
				上記に伴う 代位弁済	1,080 百万円	-	-

八十二信用保証株式会社より当行の各種ローンに対して保証を受けております。なお、保証料は、各種ローン債務者から直接保証会社に支払うほか、一部のローンについては当行より支払っており、当行の支払額は2,054百万円であります。なお、取引条件については、交渉のうえ決定しております。

## 3. 減損損失

当行は、以下の有形固定資産及び無形固定資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
長野県内	遊休資産	土地、建物等	1,485
長野県外	遊休資産	土地	0
合計	60ヶ所		1,485

これらの営業用店舗等は、営業キャッシュ・フローの低下、地価の下落及び廃止の意思決定等により減損の兆候が存在しているうえ、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当行は、営業用店舗については原則として支店をグループिंगの単位としており、遊休資産については各資産をグループिंगの単位としております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に基づく評価額及び固定資産税評価額により算出しております。

## (株主資本等変動計算書関係)

### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	32,166	7,310	232	39,244	(注)

(注) 自己株式の増加は、自己株式取得のための市場買付による7,235千株、長野銀行の吸収合併による72千株、単元未満株式の買取請求による2千株及び取締役に対する譲渡制限付株式報酬の無償取得0千株であります。

自己株式の減少は、新株予約権の行使による82千株、取締役に対する譲渡制限付株式報酬の割当てによる処分77千株、株式給付信託(BBT)の給付による減少72千株及び単元未満株式の買増請求による0千株であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権、「商品有価証券」「その他の特定取引資産」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2026年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	35

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2026年3月31日現在)

市場価格のある株式等の貸借対照表計上額

該当ありません。

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	16,133
組合出資金	17,290
合計	33,423

3. その他有価証券 (2026年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	749,635	82,512	667,122
	債券	7,855	7,780	74
	国債	1,141	1,120	21
	地方債	-	-	-
	社債	6,714	6,660	53
	その他	379,737	353,969	25,768
	うち外国証券	214,852	208,211	6,641
	小計	1,137,229	444,262	692,966
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,021	1,093	△72
	債券	1,670,498	1,866,695	△196,196
	国債	808,078	958,754	△150,676
	地方債	268,635	284,309	△15,673
	社債	593,785	623,632	△29,846
	その他	519,215	541,375	△22,160
	うち外国証券	320,052	335,383	△15,331
	小計	2,190,735	2,409,164	△218,429
合計		3,327,964	2,853,427	474,537

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	5,918
組合出資金	58,642
合計	64,561

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	47,961	33,643	682
債券	194,547	22	33,755
国債	59,153	11	23,632
地方債	75,331	10	2,490
社債	60,062	0	7,631
その他	189,071	5,257	7,282
うち外国証券	77,828	364	5,666
合計	431,580	38,924	41,720

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2026年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	32,348	△111

2. その他の金銭の信託 (2026年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの (百万円)
その他の金銭 の信託	7,191	7,212	△21	—	△21

## (税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金	68,347百万円
貸倒引当金	13,671
退職給付引当金	9,892
減損損失	4,062
減価償却費	2,834
有価証券償却	766
繰延ヘッジ損益	503
未払事業税	376
その他	3,509
繰延税金資産小計	103,965
評価性引当額	△5,330
繰延税金資産合計	98,634
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△216,278
繰延ヘッジ損益	△44,688
前払年金費用	△13,222
退職給付信託設定益	△1,714
その他	△1,854
繰延税金負債合計	△277,758
繰延税金負債の純額	△179,124

## (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	2,298円84銭
1株当たりの当期純利益金額	145円46銭

## (ストック・オプション等関係)

本件に関する注記事項については、連結注記表に記載しているため記載を省略しております。

## (企業結合等関係)

### (共通支配下の取引等)

当行は、当行を存続会社、当行の完全子会社である株式会社長野銀行（以下、「長野銀行」といい、当行と長野銀行を総称して「両行」といいます。）を消滅会社とする吸収合併に関する事項について2025年9月26日開催の取締役会で決議し合併契約書を締結しておりましたが、2025年12月25日に両行の合併に係る認可（銀行法第30条第1項）を取得したことに基づき、2026年1月1日付で合併し商号を株式会社八十二長野銀行に変更しております。

### 1. 企業結合の概要

#### (1) 被合併企業の名称及び事業の内容

名称：長野銀行

事業の内容：銀行業

#### (2) 企業結合の目的

両行の早期融和を実現するとともに、これまで培ってきたノウハウ、リレーション及び人材を掛け合わせることで、地域と共に成長できる銀行へと変革し、お客様、地域・株主の皆様、従業員等により良い価値を提供することを目的としております。

合併後は今まで以上にお客様に寄り添い、地域の1社1社の「価値創造」とお客様一人ひとりの「豊かさ」の実現に向け、共に歩みます。

(3) 企業結合日

2026年1月1日

(4) 企業結合の法的形式

当行を吸収合併存続会社、長野銀行を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(5) 結合後企業の名称

株式会社八十二長野銀行

## 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2024年9月13日)に基づき、共通支配下の取引等として処理しており、当事業年度において抱合せ株式消滅差益5,745百万円を計上しております。

### (重要な後発事象)

#### (グループ従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入と自己株式の処分)

当行は、2025年11月28日開催の取締役会において、「グループ従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度(以下「本制度」といいます。)」の導入、及び本制度に基づき、八十二グループ従業員持株会を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分を行うことについて決議し、2026年4月1日払込手続きが完了いたしました。

その内容につきましては、「連結注記表 V 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

# 連結計算書類

## 第143期末 (2026年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	2,818,818
買入金銭債権	73,397
特定取引資産	56,281
金銭の信託	39,540
有価証券	3,365,253
貸出金	6,711,935
外国為替	16,049
リース債権及びリース投資資産	105,308
その他資産	231,335
有形固定資産	38,749
建物	12,969
土地	11,699
リース資産	6
建設仮勘定	408
その他の有形固定資産	13,666
無形固定資産	4,803
ソフトウェア	4,112
リース資産	5
その他の無形固定資産	685
退職給付に係る資産	86,402
繰延税金資産	1,906
支払承諾見返	58,301
貸倒引当金	△53,592
資産の部合計	13,554,489

科目	金額
(負債の部)	
預金	9,552,050
譲渡性預金	57,208
コールマネー及び売渡手形	918,300
売現先勘定	169,725
債券貸借取引受入担保金	84,245
特定取引負債	9,523
借入金	1,097,909
外国為替	1,441
信託勘定借	1,628
その他負債	241,934
退職給付に係る負債	9,929
睡眠預金払戻損失引当金	176
偶発損失引当金	1,606
特別法上の引当金	15
繰延税金負債	194,326
支払承諾	58,301
負債の部合計	12,398,324
(純資産の部)	
資本金	52,243
資本剰余金	57,221
利益剰余金	621,952
自己株式	△35,216
株主資本合計	696,201
その他有価証券評価差額金	328,384
繰延ヘッジ損益	97,208
退職給付に係る調整累計額	30,158
その他の包括利益累計額合計	455,750
新株予約権	114
非支配株主持分	4,099
純資産の部合計	1,156,165
負債及び純資産の部合計	13,554,489

第143期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 連結損益計算書 (単位:百万円)

科目	金額	
<b>経常収益</b>		<b>305,443</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>170,835</b>	
貸出金利息	86,838	
有価証券利息配当金	65,806	
コールローン利息及び買入手形利息	136	
預け金利息	16,735	
その他の受入利息	1,318	
<b>信託報酬</b>	<b>8</b>	
<b>役務取引等収益</b>	<b>28,459</b>	
<b>特定取引収益</b>	<b>497</b>	
<b>その他業務収益</b>	<b>64,462</b>	
<b>その他経常収益</b>	<b>41,178</b>	
貸倒引当金戻入益	202	
償却債権取立益	0	
その他の経常収益	40,975	
<b>経常費用</b>		<b>223,909</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>54,203</b>	
預金利息	20,270	
譲渡性預金利息	1,286	
コールマネー利息及び売渡手形利息	5,029	
売現先利息	5,009	
債券貸借取引支払利息	1,772	
借入金利息	2,193	
その他の支払利息	18,641	
<b>役務取引等費用</b>	<b>8,146</b>	
<b>その他業務費用</b>	<b>74,036</b>	
<b>営業経費</b>	<b>81,145</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>6,378</b>	
その他の経常費用	6,378	
<b>経常利益</b>		<b>81,533</b>
<b>特別利益</b>		<b>69</b>
固定資産処分益	69	
<b>特別損失</b>		<b>1,726</b>
固定資産処分損	91	
減損損失	1,634	
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>79,876</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>15,475</b>	
<b>法人税等調整額</b>	<b>△323</b>	
<b>法人税等合計</b>		<b>15,152</b>
<b>当期純利益</b>		<b>64,724</b>
<b>非支配株主に帰属する当期純利益</b>		<b>151</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>64,572</b>

第143期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	52,243	56,960	579,909	△25,397	663,715
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△22,527		△22,527
親会社株主に帰属する当期純利益			64,572		64,572
自己株式の取得				△10,003	△10,003
自己株式の処分			△2	185	183
連結子会社株式の取得による持分の増減		260			260
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	260	42,043	△9,818	32,485
当 期 末 残 高	52,243	57,221	621,952	△35,216	696,201

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	229,750	51,676	18,218	299,645	150
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
親会社株主に帰属する当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
連結子会社株式の取得による持分の増減					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	98,633	45,531	11,940	156,105	△35
当 期 変 動 額 合 計	98,633	45,531	11,940	156,105	△35
当 期 末 残 高	328,384	97,208	30,158	455,750	114

(単位：百万円)

	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	4,147	967,658
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△22,527
親会社株主に帰属する当期純利益		64,572
自己株式の取得		△10,003
自己株式の処分		183
連結子会社株式の取得による持分の増減		260
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△47	156,021
当 期 変 動 額 合 計	△47	188,507
当 期 末 残 高	4,099	1,156,165

## 連結注記表

### I 連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 15社

会社名

八十二証券株式会社	八十二リース株式会社
株式会社ながぎんリース	株式会社八十二カード
長野カード株式会社	八十二信用保証株式会社
八十二キャピタル株式会社	八十二スタッフサービス株式会社
やまびこ債権回収株式会社	八十二オートリース株式会社
八十二アセットマネジメント株式会社	八十二インベストメント株式会社
八十二Link Nagano株式会社	八十二サステナビリティ1号投資事業有限責任組合
八十二PE投資事業有限責任組合	

- (2) 連結範囲の変更

株式会社長野銀行（以下、「長野銀行」という。）は、2026年1月1日付で、当行を存続会社、同社を消滅会社とする吸収合併が行われたことから、連結の範囲から除いております。なお、当行は同日付で商号を株式会社八十二長野銀行に変更しております。

- (3) 非連結の子会社及び子法人等 6社

主要な会社名

有限会社こだまインベストメント

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

- (4) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称

北陽建設株式会社

投資事業等を営む連結子会社が、投資育成目的のため出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等 該当ありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 6社

主要な会社名

有限会社こだまインベストメント

- (4) 持分法非適用の関連法人等 2社

主要な会社名

令和元年台風及び新型コロナウイルス等被害東日本広域復興支援投資事業有限責任組合  
持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (5) 他の会社等の議決権の100分の20以上100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連法人としなかった当該他の会社等の名称

ルビコン株式会社

投資事業等を営む連結子会社が、投資育成目的のため出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、関連法人として取り扱っておりません。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## II 会計方針に関する事項

### 1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は時価法、その他の金銭の信託については上記（1）のうちその他有価証券と同じ方法により行っております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～46年

その他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

## 5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

- ・破綻先 : 破産、会社更生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
  - ・実質破綻先: 実質的に経営破綻に陥っている債務者
  - ・破綻懸念先: 現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が高い債務者
  - ・要管理先 : 要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者
  - ・要注意先 : 貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調又は不安定で、今後の管理に注意を要する債務者
  - ・正常先 : 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
- ① 破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
  - ② 破綻懸念先に対する債権については、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額（以下「非保全額」という）のうち、必要と認める額を計上しております。
    - ア. 与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積り、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。
    - イ. 上記ア. 以外の債務者に対する債権については、過去の一定期間における倒産確率等から算出した予想損失率を非保全額に乗じた額を貸倒引当金として計上しております。
  - ③ 要管理先及び要注意先のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権については、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積り、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
  - ④ 上記③以外の要管理先及び要注意先と正常先に対する債権については、過去の一定期間における倒産確率等から算出した予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

(注) 1. 倒産確率の算出におけるグルーピング

倒産確率の算出は、正常先1区分、要注意先3区分（要注意先上位、要注意先下位、要管理先）、破綻懸念先2区分の計6区分で行っております。

※要注意先は、債務者の信用力の総合的な判断、貸出条件緩和債権等の有無により区分しております。

### 2. 今後の予想損失額を見込む一定期間

正常先については今後1年間、要注意先及び要管理先については債権の平均残存期間に対応する期間、破綻懸念先については今後3年間の予想損失額を見込み、貸倒引当金を計上しております。（平均残存期間は、要注意先上位40ヶ月、要注意先下位42ヶ月、要管理先36ヶ月）

### 3. 将来見込み等による倒産確率の補正及び決定方法

倒産確率は、直近3算定期間の平均値と景気循環サイクルを勘案した長期平均値を比較のうえ決定しております。なお、直近3算定期間の平均値は、足元の状況及び将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、営業関連部署

から独立した資産査定部署が査定結果を決裁するとともに、監査部署が査定結果を監査しております。

その他の連結子会社の貸倒引当金については、当行の償却・引当基準に準じて必要と認められた額を計上しております。

## 6. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の要件を満たし負債計上を中止するとともに利益計上を行った預金の預金者の払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績率等に基づく将来の払戻見込額を計上しております。

## 7. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度における負担金について、代位弁済の実績率に基づく将来の負担金支払見込額を計上しております。なお、代位弁済の実績率の算定期間は、貸倒引当金の予想損失率の算定期間と同一としております。

## 8. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引法第46条の5に定める金融商品取引責任準備金であり、有価証券又はデリバティブ取引の事故による損失に備えるため、連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

## 9. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用            その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異      各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日から翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 10. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 11. 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

## 12. リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて計上する方法によっております。

## 13. 重要なヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッ

ジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

## (2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

繰延ヘッジの採用にあたっては、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段として指定し、当該ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ、時価ヘッジ及び振当処理を適用しております。

## (3) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、金利スワップの特例処理を行っております。

## Ⅲ 重要な会計上の見積り

### 貸倒引当金

#### (1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金53,592百万円

(内、キャッシュ・フロー控除法による貸倒引当金19,763百万円、キャッシュ・フロー見積法による貸倒引当金2,643百万円)

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ① 算出方法

貸倒引当金は、「連結注記表 Ⅱ 会計方針に関する事項 5. 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおり、予め定めている償却・引当基準に則り、債務者区分に応じて算定しております。

##### ② 主要な仮定

債務者区分の判定やキャッシュ・フロー控除法及びキャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フローの見積りに利用した事業計画

債務者区分の判定やキャッシュ・フロー控除法及びキャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フローの見積りに利用した事業計画における販売予測、生産予測、経費予測及び債務返済計画等の将来見込みにおいて、主として以下の仮定を置いております。

- ・ 債務者の属する業種・業界等における需要の動向
- ・ 債務者の属する業種・業界等におけるサービス単価と利用者数、販売単価と販売量の動向
- ・ 原材料価格、人件費、各経費の上昇率の見通し、原価改善施策によるコストダウン

こうした仮定のもと、足元の業績や将来の業績見通しを踏まえ、一部の債務者の債務者区分を見直すとともに、キャッシュ・フロー見積法やキャッシュ・フロー控除法におけるキャッシュ・フローによる回収可能額の見積りにもこれらの実態を反映して貸倒引当金を算定しております。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

当連結会計年度末の見積りに用いた仮定が変化した場合は、債務者区分やキャッシュ・フロー控除法及びキャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フローの見積り額の変更等により、翌連結会計年度の連結計算書類に計上する貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### IV 追加情報

##### (譲渡制限付株式報酬制度)

当行は、当行の取締役（社外取締役を除く。）および取締役を兼務しない執行役員（以下「対象取締役等」といいます。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

##### 1. 制度の概要

本制度は対象取締役等に対し金銭債権を支給し、これを現物出資財産として払込みを受け、当行の普通株式を発行または処分するものであります。

また、本制度による当行の普通株式の発行または処分に当たり、当行と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結し、その内容には、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当行の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当行が当該普通株式を無償で取得することなどを含みます。

##### 2. 処分の概要

2025年6月20日開催の当行取締役会において下記のとおり自己株式の処分を行うことを決議し、2025年7月18日に払込みが完了しております。

処分期日	2025年7月18日		
処分する株式の種類および数	当行普通株式 77,702株		
処分価額	1株につき1,182.5円		
処分総額	91,882,615円		
処分先およびその人数ならびに 処分株式の数	当行の取締役（社外取締役を除く）	3名	20,971株
	当行の取締役を兼務しない執行役員	17名	56,731株

#### V 注記事項

##### (連結貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に47,645百万円含まれております。

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	13,212百万円
危険債権額	100,509百万円
三月以上延滞債権額	1,358百万円
貸出条件緩和債権額	18,852百万円
合計額	133,933百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立

て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. **手形割引**は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,562百万円であります。

4. **担保に供している資産**は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	1,022,767百万円
貸出金	1,094,918百万円
現金（その他資産）	403百万円

担保資産に対応する債務

預金	73,055百万円
売現先勘定	169,725百万円
債券貸借取引受入担保金	84,245百万円
借入金	1,087,917百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用等として、有価証券110,492百万円、現金（その他資産）25百万円、金融商品等差入担保金（その他資産）20,476百万円を差し入れております。

また、その他資産には保証金646百万円が含まれております。

5. **当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約**は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、1,797,052百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが1,542,293百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. **有形固定資産の減価償却累計額** 87,426百万円

7. **有形固定資産の圧縮記帳額** 8,131百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、**有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額**は47,479百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益37,830百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、投資事業組合運用損2,370百万円、株式等売却損2,348百万円を含んでおります。
3. 減損損失

当行グループは、以下の有形固定資産及び無形固定資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
長野県内	営業用店舗等	土地	19
		建物	40
		動産	9
		無形固定資産	13
	遊休資産	土地、建物等	1,550
長野県外	遊休資産	土地	0
合計	84ヶ所		1,634

これらの営業用店舗等は、営業キャッシュ・フローの低下、地価の下落及び廃止の意思決定等により減損の兆候が存在しているうえ、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当行及び長野銀行は、営業用店舗については原則として支店をグルーピングの単位としており、遊休資産については各資産をグルーピングの単位としております。

連結子会社については主として各社を1つの資産グループとしておりますが、遊休資産については各資産をグルーピングの単位としております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に基づく評価額及び固定資産税評価額により算出しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	493,767	—	—	493,767	
自己株式					
普通株式	32,238	7,237	232	39,244	(注)

(注) 自己株式の増加は、自己株式取得のための市場買付による7,235千株、単元未満株式の買取請求による2千株及び取締役に対する譲渡制限付株式報酬の無償取得0千株であります。

自己株式の減少は、新株予約権の行使による82千株、取締役に対する譲渡制限付株式報酬の割当てによる処分77千株、長野銀行の株式給付信託(BBT)の給付による減少72千株及び単元未満株式の買増請求による0千株であります。

## 2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権			-			114	
合計				-			114	

## 3. 配当に関する事項

### (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	13,386百万円	29.00円	2025年3月31日	2025年6月23日
2025年11月7日 取締役会	普通株式	9,140百万円	20.00円	2025年9月30日	2025年12月5日
合計		22,527百万円			

(注) 1. 2025年6月20日定時株主総会決議の配当金の総額には、長野銀行の株式給付信託(BBT)に係る当行の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

2. 2025年11月7日取締役会決議の配当金の総額には、長野銀行の株式給付信託(BBT)に係る当行の株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2026年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- |            |            |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額   | 18,180百万円  |
| ② 1株当たり配当額 | 40円        |
| ③ 基準日      | 2026年3月31日 |
| ④ 効力発生日    | 2026年6月29日 |

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定であります。

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、ローン事業及び投資商品の販売などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、市場の状況や長期・短期のバランスを調整して、預金及び短期金融市場より資金調達を行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないよう、当行では、資産及び負債の総合的管理(以下「ALM」という)をしており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

また、当行及び一部の連結子会社では、顧客販売に対応するため有価証券を売買目的で保有しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

##### ① 貸出金

主として国内のお取引先に対する貸出金であり、お取引先の契約不履行によってもたらされ

る信用リスクに晒されており。貸出金は、ある特定の企業集団には集中しておりませんが、営業の基盤である長野県内のお取引先に対する比率は約5割であり、長野県の経済環境の変化により信用リスクが増加する可能性があります。

② 有価証券

主に債券、株式、投資信託及び組合出資金であり、その他目的で保有しているほか、顧客販売に対応するため、一部の債券は売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替リスク、流動性リスクに晒されております。

③ 預金

お取引先から預かる預金であり、金利リスク、為替リスク、流動性リスクに晒されております。

④ デリバティブ

デリバティブ取引の利用目的は、お取引先への各種リスク・ヘッジ手段の提供、当行グループのALMにおけるヘッジ目的及び当行の収益増強のためであります。

デリバティブ取引には金利スワップ取引、金利キャップ取引及び通貨スワップ取引などがあります。当行では、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金及び有価証券に関わる金利・為替の変動リスク等に対してヘッジ会計を適用しており、これらのヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の有効性を評価しております。

なお、ヘッジ目的のために取組むデリバティブ取引は、半期または年度毎に定めるヘッジ方針に基づき実施しております。

当行グループが利用しているデリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスク管理に係る規程類に従い、個別案件毎の審査、与信限度額による管理、問題債権への対応、定期的な債務者区分及び債務者格付の付与、貸出金ポートフォリオの管理などを実施しております。審査体制については、本部においては営業推進部門と審査部門を分離して各々の独立性を確保しながら相互を牽制する体制としており、営業店においては申込受付から最終決定までの間に多段階のチェックが行われる体制としております。その他の管理体制については、定期的且つ問題発生時には随時、債務者区分及び債務者格付の見直しを実施し、問題債権の早期把握に努めるとともに、これらの結果を信用リスクの計量化・ポートフォリオ管理などに活用しております。

有価証券の発行体の信用リスクは、リスク統括部において、半期毎に与信先・取引種目毎に与信枠を設定し、その枠の中で取引を行う体制としております。

② 市場リスクの管理

当行グループは、市場リスク管理に係る規程類を定め、経営の健全性や収益性を確保するため市場リスクをコントロールしております。

ア. 金利リスク・為替リスク・価格変動リスク

当行では、リスクとリターンを適切に保ち、リスクテイクを適正規模に調整するため、市場環境・経営体力等を勘案し、半期毎に取締役会で市場リスク管理方針を定めております。市場リスク管理方針では取引種別別にリスク限度額、損失限度額、投資限度額、これらの限度額に対するアラームポイント等を定め、全体の市場リスク量や損失額を一定の範囲に抑える管理運営を行っております。各取引担当部署は定められた限度の範囲で業務遂行するほか、リスクの状況を毎日担当役員に報告し、迅速で適切な対応を実践しております。

一方、業務管理面では、取引を執行する部署（フロントオフィス）と当該取引にかかる事務処理部署（バックオフィス）を明確に分離し、さらにリスクを統制・管理する部署（ミドルオフィス）を設置し、相互に牽制する体制となっております。

(ア) 金利リスクの管理

金利変動による経済価値増減はバリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）により、ギャップ分析等による金利の変動リスクはALMにより管理しており、「ALM・統合リスク管理会議」において実施状況を把握・確認し、対応等を協議しております。なお、ALMにより金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ及び金利キャップ等のデリバティブ取引を行っております。

(イ) 為替リスクの管理

為替変動による経済価値増減はVaRにより管理しております。また、過度な為替リスクを回避するため、取組額の上限を定めております。

(ウ) 価格変動リスクの管理

当行では、価格変動による経済価値増減はVaRにより計測し管理しております。なお、取締役会において、自己資本や市場環境等を勘案して年度毎のVaRによるリスク限度額を決定し、その限度額を遵守しております。一部の連結子会社では、保有する有価証券の時価を取締役会等へ定期的に報告しリスクを管理しております。

イ. デリバティブ取引

当行では、デリバティブ取引を管理する規程類を制定して、連結子会社の行うデリバティブ取引を含め、一体的にリスクを管理しております。また、デリバティブ全体のポジション額、時価評価額、市場リスク量等は担当役員及び「ALM・統合リスク管理会議」等へ定期的に報告しリスクを管理しております。

デリバティブ取引のリスク管理は、リスクを統制・管理する部署（ミドルオフィス）が取引を執行する部署（フロントオフィス）から独立して実施し、牽制が働く体制を構築しております。

③ 流動性リスクの管理

当行グループは、ALMを通じて資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長期・短期の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注)参照)。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金並びに短期社債は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

		連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)	有価証券 其他有価証券 (※1)	3,282,915	3,282,915	—
(2)	貸出金 貸倒引当金 (※2)	6,711,935 △45,051		
		6,666,883	6,616,002	△50,881
資産計		9,949,799	9,898,917	△50,881
(1)	預金	9,552,050	9,548,086	△3,963
(2)	借入金	1,097,909	1,089,514	△8,395
負債計		10,649,959	10,637,600	△12,359
デリバティブ取引 (※3)				
	ヘッジ会計が適用されていないもの	327	327	—
	ヘッジ会計が適用されているもの	122,233	122,233	—
デリバティブ取引計		122,560	122,560	—

(※1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (※1)	15,628
② 組合出資金 (※2)	65,714

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2026年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券(*1)				
その他有価証券				
国債	808,776	1,141	—	809,917
地方債	—	271,524	—	271,524
社債	—	553,863	46,967	600,830
株式	758,548	—	—	758,548
その他	169,187	607,420	—	776,608
資産計	1,736,511	1,433,949	46,967	3,217,428
デリバティブ取引 (*2)				
金利関連取引	—	141,280	—	141,280
通貨関連取引	—	△18,720	—	△18,720
デリバティブ取引計	—	122,560	—	122,560

(\*1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は65,487百万円であります。

## ① 第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

		第24-3項の取扱いを適用した投資信託	第24-9項の取扱いを適用した投資信託
期首残高		28,839	25,793
当期の損益又はその他の包括利益	損益に計上(*)	1,063	—
	その他の包括利益に計上	1,181	562
購入、売却及び償還の純額		8,047	—
投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額		—	—
投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額		—	—
期末残高		39,131	26,355
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益(*)		2,801	6,863

(\*) 連結損益計算書の「資金運用収益」「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

## ② 連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

(単位：百万円)

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	連結貸借対照表計上額
解約可能日が定期的に設定されていない、またはその間隔が長い	39,131

(\*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で表示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当連結会計年度（2026年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	－	－	6,616,002	6,616,002
資産計	－	－	6,616,002	6,616,002
預金	－	9,548,086	－	9,548,086
借入金	－	1,079,730	9,783	1,089,514
負債計	－	10,627,817	9,783	10,637,600

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

保証付私募債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に内部格付等に応じたスプレッドを加味した利率で割り引いて時価を算定しており、割引率が観察不能であるため、レベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもので事業性貸出金は、貸出金の種類、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に内部格付等に応じたスプレッドを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。固定金利によるもので非事業性貸出金は、商品別、期間ごとに元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

これらの取引につきましては、レベル3の時価に分類しております。

負 債

預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似し

ていることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらの取引につきましては、レベル2の時価に分類しております。

#### 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらの取引につきましては主にレベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

デリバティブ取引につきましては、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2026年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲(*)	インプットの加重平均(*)
有価証券 その他有価証券 社債	割引現在価値法	倒産確率 倒産時損失率	0.0%—7.7% 34.9%—100%	0.3% 78.8%

(\*) 破綻先・実質破綻先・破綻懸念先発行分はインプットの範囲及びインプットの加重平均から除外しております。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、及び当期の損益に認識した評価損益（2026年3月31日）  
(単位：百万円)

		有価証券 その他有価証券 社債
期首残高		50,843
当期の損益又は その他の包括利益	損益に計上(*)	△0
	その他の包括利益に計上	△220
購入、売却及び決済		△3,655
レベル3の時価への振替		—
レベル3の時価からの振替		—
期末残高		46,967
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び負債の評価損益(*)		△844

(\*) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク管理部門（市場ミドル部門）にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って市場バック部門が時価を算定しております。算定された時価は市場バック部門内及びフロント部門にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベル分類の適切性を検証しております。検証結果は每期市場ミドル部門に報告され、時価の算

定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、資産の性質及び特性を考慮した評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

社債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率、倒産時損失率であります。これらのインプットの著しい増加（減少）は、それら単独では、時価の著しい低下（上昇）を生じさせます。一般に、倒産確率に関して用いている仮定の変化は、倒産時損失率に関して用いている仮定の同方向への変化を伴います。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権、「特定取引資産」中の商品有価証券、その他の特定取引資産が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2026年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	35

2. その他有価証券（2026年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	757,526	83,874	673,651
	債券	7,855	7,780	74
	国債	1,141	1,120	21
	地方債	—	—	—
	社債	6,714	6,660	53
	その他	379,737	353,969	25,768
	うち外国証券	214,852	208,211	6,641
	小計	1,145,120	445,624	699,495
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,021	1,093	△72
	債券	1,674,416	1,870,827	△196,410
	国債	808,776	959,455	△150,679
	地方債	271,524	287,409	△15,884
	社債	594,116	623,963	△29,846
	その他	519,215	541,375	△22,160
	うち外国証券	320,052	335,383	△15,331
	小計	2,194,653	2,413,296	△218,643
合計	3,339,773	2,858,921	480,852	

### 3. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	48,626	33,902	686
債券	194,552	22	33,755
国債	59,153	11	23,632
地方債	75,331	10	2,490
社債	60,067	0	7,631
その他	189,071	5,257	7,282
うち外国証券	77,828	364	5,666
合計	432,250	39,182	41,723

#### (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報（2026年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
経常収益					
顧客との契約から生じる収益	26,033	—	26,033	2,725	28,758
その他の収益	237,218	39,065	276,283	401	276,684
外部顧客に対する経常収益	263,251	39,065	302,316	3,126	305,443

#### (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 2,534円41銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 141円18銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式の算定にあたり、その計算に控除する自己株式に子会社役員向け株式給付信託が保有する当行株式（当連結会計年度54千株）を含めております。

#### (企業結合等関係)

##### (共通支配下の取引等)

当行は、当行を存続会社、当行の完全子会社である長野銀行（以下、当行と長野銀行を総称して「両行」といいます。）を消滅会社とする吸収合併に関する事項について2025年9月26日開催の取締役会で決議し合併契約書を締結しておりましたが、2025年12月25日に両行の合併に係る認可（銀行法第30条第1項）を取得したことにに基づき、2026年1月1日付で合併し商号を株式会社八十二長野銀行に変更しております。

##### 1. 企業結合の概要

###### (1) 被合併企業の名称及び事業の内容

名称：長野銀行

事業の内容：銀行業

###### (2) 企業結合の目的

両行の早期融和を実現するとともに、これまで培ってきたノウハウ、リレーション及び人材を掛け合わせることで、地域と共に成長できる銀行へと変革し、お客様、地域・株主の皆様、従業員等により良い価値を提供することを目的としております。

合併後は今まで以上にお客様に寄り添い、地域の1社1社の「価値創造」とお客様一人ひとりの「豊かさ」の実現に向け、共に歩みます。

- (3) 企業結合日  
2026年1月1日
- (4) 企業結合の法的形式  
当行を吸収合併存続会社、長野銀行を吸収合併消滅会社とする吸収合併
- (5) 結合後企業の名称  
株式会社八十二長野銀行

## 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2024年9月13日) に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

### (ストック・オプション等関係)

#### 1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 ー百万円

#### 2. スtock・オプションの内容

	2015年ストック・オプション	2016年ストック・オプション	2017年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 8名	取締役 8名	取締役 7名
ストック・オプションの数	普通株式 78,900株	普通株式 150,000株	普通株式 109,600株
付与日	2015年7月27日	2016年7月25日	2017年7月24日
権利確定条件	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
対象勤務期間	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
権利行使期間	2015年7月28日から 2040年7月27日まで	2016年7月26日から 2041年7月25日まで	2017年7月25日から 2042年7月24日まで
	2018年ストック・オプション	2019年ストック・オプション	2020年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 8名	取締役 8名	取締役 7名
ストック・オプションの数	普通株式 150,000株	普通株式 150,000株	普通株式 150,000株
付与日	2018年7月23日	2019年7月22日	2020年7月20日
権利確定条件	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
対象勤務期間	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
権利行使期間	2018年7月24日から 2043年7月23日まで	2019年7月23日から 2044年7月22日まで	2020年7月21日から 2045年7月20日まで
	2021年ストック・オプション	2022年ストック・オプション	2023年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 7名	取締役 5名	業務執行取締役 4名
ストック・オプションの数	普通株式 130,700株	普通株式 83,700株	普通株式 54,800株
付与日	2021年7月19日	2022年7月19日	2023年7月18日
権利確定条件	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
対象勤務期間	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
権利行使期間	2021年7月20日から 2046年7月19日まで	2022年7月20日から 2047年7月19日まで	2023年7月19日から 2048年7月18日まで

### 3. ストック・オプションの規模及びその変動状況

#### (1) ストック・オプションの数

	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション	2019年 ストック・ オプション
権利確定前					
期首数	7,700株	14,600株	17,600株	21,700株	36,900株
付与数	－	－	－	－	－
権利失効数	－	－	－	－	－
権利確定数	－	－	－	－	14,800株
権利未確定残数	7,700株	14,600株	17,600株	21,700株	22,100株
権利確定後					
期首数	－	－	－	－	－
権利行使数	－	－	－	－	14,800株
権利不行使 による失効数	－	－	－	－	－
権利未行使残数	－	－	－	－	－

	2020年 ストック・ オプション	2021年 ストック・ オプション	2022年 ストック・ オプション	2023年 ストック・ オプション
権利確定前				
期首数	43,700株	64,100株	54,300株	54,800株
付与数	－	－	－	－
権利失効数	－	－	－	－
権利確定数	17,500株	20,900株	17,000株	12,000株
権利未確定残数	26,200株	43,200株	37,300株	42,800株
権利確定後				
期首数	－	－	－	－
権利行使数	17,500株	20,900株	17,000株	12,000株
権利不行使 による失効数	－	－	－	－
権利未行使残数	－	－	－	－

#### (2) 単価情報

	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション	2019年 ストック・ オプション
権利行使価格	1円	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	－	－	－	－	1,171.5円
付与日における 公正な評価単価	927円	455円	689円	443円	413円

	2020年 ストック・ オプション	2021年 ストック・ オプション	2022年 ストック・ オプション	2023年 ストック・ オプション
権利行使価格	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	1,171.5円	1,171.5円	1,171.5円	1,171.5円
付与日における 公正な評価単価	391円	336円	474円	643円

#### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

#### (重要な後発事象)

##### (グループ従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入と自己株式の処分)

当行は、2025年11月28日開催の取締役会において、「グループ従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）」の導入、及び本制度に基づき、八十二グループ従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議し、2026年4月1日払込手続きが完了いたしました。

#### 1. 本制度の概要

本制度においては、本制度に同意する当行及び当行子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対し、譲渡制限付株式として付与するための特別奨励金として金銭債権（以下「本特別奨励金」といいます。）が支給され、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。そして、本持株会は、対象従業員から拠出された本特別奨励金を当行に対して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当行普通株式の発行又は処分を受けるものです。

#### 2. 処分の概要

(1) 処分日	2026年4月1日
(2) 処分する株式の種類及び数	当行普通株式 1,935,800株
(3) 処分価額	1株につき1,645.5円
(4) 処分総額	3,185,358,900円
(5) 処分方法（割当先）	第三者割当の方法による (八十二グループ従業員持株会 1,935,800株)

#### 3. 処分の目的及び理由

本持株会に加入する当行及び当行子会社の従業員のうち、対象従業員に対し、対象従業員の福利厚生増進策として、本持株会を通じて、当行が発行又は処分する当行普通株式を譲渡制限付株式として取得させる機会を創出することによって、対象従業員の財産形成の一助とすることに加え、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象従業員に与えるとともに、対象従業員が当行の株主との一層の価値共有を進めることを目的とする本制度の導入に伴い、本自己株式処分を決議しました。

# 監査報告書

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社八十二長野銀行  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
長野事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 口 誠 司  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 坂 武 嗣  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 谷 野 卓 也  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社八十二長野銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第143期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社八十二長野銀行  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 口 誠 司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 坂 武 嗣
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 谷 野 卓 也

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社八十二長野銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社八十二長野銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第143期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

株式会社 八十二長野銀行監査役会

常勤監査役 峰 村 千 秀 ㊟

常勤監査役 笠 原 昭 寛 ㊟

社外監査役 山 沢 清 人 ㊟

社外監査役 田 中 隆 之 ㊟

社外監査役 堀 浩 ㊟

以 上